

## 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の項目及び類型

ご意見をいただく項目は、「参酌すべき基準」及び「標準」に関する基準の類型です。

(色付きの項目は除きます。)

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護  
④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護(GH) ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護  
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧複合型サービス

項目	①定期	②夜間	③通所	④多機	⑤GH	⑥特定	⑦特養	⑧複合	基準の類型
趣旨									—
定義	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
指定地域密着型サービスの一般原則	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
ユニット型施設の趣旨							●		参酌すべき基準
基本方針	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○								参酌すべき基準
夜間対応型訪問介護		○							参酌すべき基準
従業員の員数	○	○	○	○	○	○	○	○	従うべき基準
登録定員及び利用定員			■	○					従うべき基準
・事業者の資格(介護等事業経験年数3年以上)			■						参酌すべき基準
登録定員及び利用定員								○	標準
管理者	○	○	○	○	○	○		○	従うべき基準
代表者				○	○			○	従うべき基準
設備及び備品等	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
・宿泊室、居室に係る部分				○	○			○	従うべき基準
・宿泊室、居室の床面積				○	○		○	○	従うべき基準
・共同生活住居の設備、入居定員					○				標準
入退去(入退所)					○		○		参酌すべき基準
内容及び手続の説明及び同意	○	○	○	○	○	○	○	○	従うべき基準
・電磁的方法による文書の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
提供拒否の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	従うべき基準
指定地域密着型特定施設入所者生活介護の提供の開始等						○			参酌すべき基準
・提供拒否の禁止						○			従うべき基準
・事業者以外の者が提供する介護の妨げ禁止						○			従うべき基準
サービス提供困難時の対応	○	○	○	○			○	○	参酌すべき基準
受給資格等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
要介護認定の申請に係る援助	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
心身の状況等の把握	○	○	○	○				○	参酌すべき基準
指定居宅介護支援事業者等との連携	○	○	○						参酌すべき基準
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	○	○	○						参酌すべき基準
法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意						○			参酌すべき基準
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	○	○	○						参酌すべき基準
居宅サービス計画等の変更の援助	○	○	○						参酌すべき基準
居宅サービス事業者等との連携				○				○	参酌すべき基準



項目	① 定期	② 夜間	③ 通所	④ 多機	⑤ G H	⑥ 特定	⑦ 特養	⑧ 複合	基準の類型
広告	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
苦情処理	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
地域との連携等	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
居住機能を担う併設施設等への入居				○				○	参酌すべき基準
事故発生時の対応	○	○	○	○	○	○	○	○	従うべき基準
会計の区分	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
記録の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	参酌すべき基準
連携型事業所の人員に係る適用除外	○								従うべき基準
・計画及び報告書提出に係る部分	○								参酌すべき基準
指定訪問看護事業者との連携	○								参酌すべき基準

「■」 共用型指定認知症対応型通所介護のみ

「●」 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のみ